自営業をされている方の扶養認定について

■ 自営業者(個人事業主)の取扱い

自営業をされている方(個人事業主)は、一般的に「自分の事業の結果に責任を持ち、自らの収入で生活している」と考えられます。そのため、**原則としては国民健康保険へご加入いただく対象**となります。

ただし、家業を引き継いで小規模に続けている場合、事業の規模が非常に小さく、実際には被保険者の収入で生活している場合など、**主たる生計維持者が被保険者であると認められる実態**があるときは、扶養として認定できる場合があります。

■ 従業員・アルバイトを雇用している場合

自営業において**従業員やアルバイト等を雇用し、給与・賃金を支払っている場合**は、社会通念上、従業員に対して責任を負う「事業主」としての立場にあり、被扶養者として被保険者に扶養されているとは認められません。そのため、**被扶養者としては認定いたしません。**

■ 自営業者の収入についての考え方

扶養認定では、確定申告書に記載される「所得金額」ではなく、**事業の総収入(売上)から、直接的に必要な経費を差し引いた金額**を基準とします。

※ここでいう「必要経費」は、税法上の経費とは異なります。

■ 当組合で認める主な必要経費

下記以外の経費については、業種や事業内容に応じて、必要な証憑類を確認のうえ判断します。

経費の種類	認められる条件
売上(仕入)原価	0
地代家賃	事業所と自宅の住所が異なる場合のみ
水道光熱費	事業所と自宅の住所が異なる場合のみ

